

# 公益社団法人 日本臨床細胞学会 細胞検査士会に関する施行細則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益社団法人日本臨床細胞学会細胞検査士会と称し、略称を細胞検査士会、英文表記を The Japanese Society of Cytotechnologists (JSC) とする。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を、東京都千代田区神田駿河台2-11-1 駿河台サンライズビル3階 公益社団法人日本臨床細胞学会事務所内に置く。

(目的)

第3条 この会は、細胞診断学の普及、技術の向上並びに細胞検査士の社会的地位の向上を図ることにより、公衆の安全と健康の保持に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 公衆の健康維持に関する啓発などの社会事業
- 2) 研修会の開催など学術及び精度向上に関する事業
- 3) 会報、書籍やインターネットによる情報発信に関する事業
- 4) 国内、国際的な諸団体などとの交流に関する事業
- 5) 細胞診及び細胞検査士に関する調査・研究事業
- 6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この会は、本法人に所属するすべての細胞検査士により構成される。

(会員の移動)

第6条 会員は、退会又は移動のあった場合、速やかに事務所に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡又は細胞検査士の資格を失ったとき、若しくは本法人より除名処分を受けたときは、会員資格を喪失する。

## 第3章 役 員

(役員の種類)

第7条 この会に、下記の役員を置く。

- 1) 会長1名、副会長2名、幹事若干名
- 2) 監事2名

(会長・副会長)

第8条 会長及び副会長は、幹事より選出され、本法人理事長がこれを委嘱する。

- 2 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、この会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事)

第9条 幹事は会員より選出される。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、選出時、被選出者は満65歳を超えないこととする。

- 2 幹事は役員会を構成し、この会の事業を審議、執行する。

(監事)

第10条 監事は、役員会が候補者を推薦し、細胞検査士会総会の承認により決定する。任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 監事は、この会の会計及び事業を監査する。

## 第4章 会議

(細胞検査士会総会)

第11条 この会は、毎年1回の定時細胞検査士会総会のほか、必要に応じて臨時細胞検査士会総会を開催することができる。細胞検査士会総会は、すべての会員により構成され、会長がこれを招集し、議決は出席会員の過半数により成立する。

2 細胞検査士会総会においては、以下の事項について報告する。

- 1) 事業計画及び予算
- 2) 事業報告及び収支決算

3 細胞検査士会総会においては以下の事項について承認を求める。

- 1) 運営に関する重要事項

4 細胞検査士会総会は、すべての会員により構成され、会長がこれを招集する。

5 議決は出席会員の過半数により成立する。

(役員会)

第12条 役員会は、最低でも年1回以上開催するほか、必要に応じて会長は臨時役員会を開催することができる。

## 第5章 委員会

(委員会)

第13条 この会は、部門別委員会を設置する。

2 委員会は、常置委員会及び臨時委員会としその規定は別に定める。

## 第6章 会計

(事業計画・予算書)

第14条 この会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎会計年度開始前に役員会で承認後、本法人理事会承認にて成立し、会計年度開始より3カ月以内に細胞検査士会総会で報告する。

(事業報告・収支決算書)

第15条 この会の事業報告及び収支決算は会長が作成し、役員会の承認後、本法人理事会承認を受け、会計年度終了より3カ月以内に細胞検査士会総会で報告する。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 細則の変更

(細則の変更)

第17条 この細則の変更は、役員会の決定によって行われ、本法人理事会の承認及び細胞検査士会総会の承認を経て発効する。

## 第8章 補則

(委任)

第18条 この細則の施行について必要な事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013年(平成25年)6月2日 一部改定施行
3. 当分の間、細胞検査士会年会費は1,000円、入会金は2,000円とし、年会費は入会時及び更新時に5年分前納とする。ただし2015年(平成27年)に施行された第48回細胞診検査士資格認定試験合格者の入会時は4年分前納とする。
4. 2014年(平成26年)6月7日 一部改定施行

5. 2016年（平成28年）5月27日 一部改定施行

6. 2023年（令和5年）6月11日 一部改定施行